

開催し、延べ900人が参加しました。このほか、福島県は、首都圏を中心にテレビコマーシャル、新聞、電車広告、雑誌等を活用し、同県産農産物等の魅力を発信しています。また、11月末から12月末にかけて、株式会社ローソンは、福島県産のもも（あかつき）を使用したパンを販売し、売上げの一部を「夢を応援基金」（株式会社ローソンの顧客や取引先とともに東北3県の学生を支援する奨学金制度）に寄付しました。

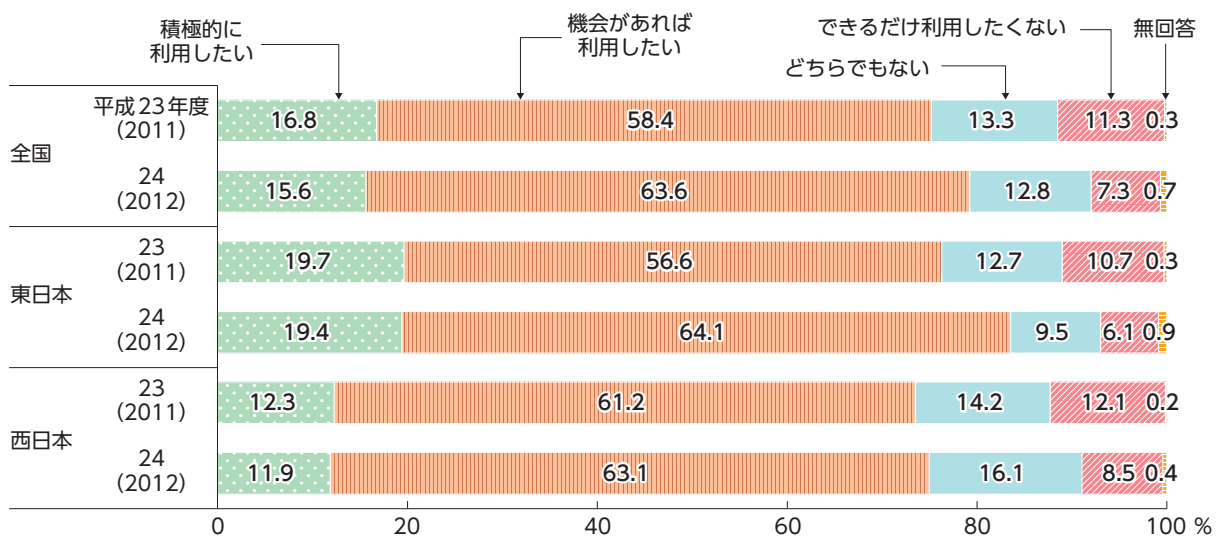


福島県産のもも（あかつき）を使用したパン

農林水産省は、今後とも、福島県産農産物等について、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的にPRを行う取組を支援していくこととしています。

このような中、平成25（2013）年2月に農林水産省が消費者を対象に行った調査によると、被災県で生産された農産物等の販売・利用の取組を行う店舗・イベントを「積極的に利用したい」、「機会があれば利用したい」と答えた人の割合は、全国では79%、東日本では84%、西日本では75%となっています（図1-2-21）。昨年の調査と比較すると、「積極的に利用したい」と答えた人がやや減少する一方、「機会があれば利用したい」と答えた人は増加しています。また、東日本と西日本を比べると、昨年の調査と同様に、東日本において「利用したい」と答えた人が多くなっています。

図1-2-21 被災県で生産された農産物の販売・利用の取組を行う店舗・イベントをどう思うか



資料：農林水産省「食料・農業・農村及び水産業・水産物に関する意識・意向調査」（平成24（2012）年1～2月及び平成25（2013）年2月実施）

注：1）平成23（2011）年度は消費モニター 1,800人（回収率88.2%）、平成24（2012）年度は987人（回収率90.2%）を対象に行ったアンケート調査。

2）東日本は、北海道、東北地方、北陸地方、関東地方及び静岡県、岐阜県、愛知県。

3）西日本は、三重県及び近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方、沖縄県。

4）平成23（2011）年度調査で「あまり利用したくない」、「絶対利用したくない」と回答したものは「できるだけ利用したくない」に分類。

者

となって輸入規制の緩和・撤廃に努めてきました。

その結果、平成24（2012）年4月にはペルー、6月にはギニア、7月にはニュージーランド、8月にはコロンビア、平成25（2013）年3月にはマレーシアにおいて、全ての規制措置が撤廃されるなど、これまでに10か国において規制措置が撤廃されました（平成25（2013）年3月現在）。このほか、タイ、ベトナム、EU、シンガポール等においても、輸入規制措置緩和の動きがみられます（表1-2-9）。一方、主要輸出先国では特定の都道府県・品目に対する輸入停止措置が継続しており、今後も規制の緩和・撤廃に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

表1-2-9 主な輸出先国・地域の輸入規制措置緩和の動き

国・地域	日付	輸入規制緩和の概要
タイ	平成24（2012）年 4月4日	放射性物質の検査結果報告書を要求（9都県） →8都県（東京都除外）
ベトナム	平成24（2012）年 7月2日	加工食品等の規制解除
EU	平成24（2012）年 4月2日、10月30日	酒類の規制解除
	平成25（2013）年 5月	9都県からの全品目について放射性物質検査証明書を要求 →特定品目に限定
シンガポール	平成25（2013）年 4月8日	8都県の一部品目につき輸入停止 →放射性物質検査証明書（7都県）の添付により輸出可能

資料：農林水産省作成

輸入規制緩和の働きかけと並行して、農林水産省のホームページにおいて諸外国・地域の輸入規制措置を随時更新し、輸出業者や関係者への情報提供を行うとともに、東電福島第一原発の事故の影響に伴い輸出先国・地域から要求される輸出に必要な証明書の発行業務の円滑化を図るため、平成25（2013）年度からは国が責任を持って発行できる体制を整備したところです。

また、農林水産省では、日本産の農林水産物・食品の主要な輸出先国・地域である香港、台湾、シンガポール、タイを対象に、日本産食品等の魅力や被災地の取組について海外メディア等を活用して情報発信することにより、日本産食品等の信頼回復に取り組んできました。また、このような取組の一環として、農林水産省の外国語ホームページにおいて、日本産食品等の魅力をPRする海外テレビコマーシャルや香港、シンガポールのメディアが作成した被災地を紹介する番組等を掲載しています。

さらに、商談会やイベント等を通じて日本産食品の魅力等をPRしています。例えば、日本酒の主要な輸出先である香港で平成24（2012）年11月に開催された「香港国際ワイン＆スピリッツフェア」には、日本から農林水産省、日本貿易振興機構、15の酒造業者等が参加し、飲食関係者や一般消費者に日本酒の魅力を伝えました。また、同フェアの日本ブースでは、被災地PRコーナーが設置され、東北3県の職員が来場者向けにPR活動を展開し、海外における被災地のイメージアップを図っています。今後も、このような取組を通じて日本産農林水産物・食品の信頼の回復に努めていくことが必要です。

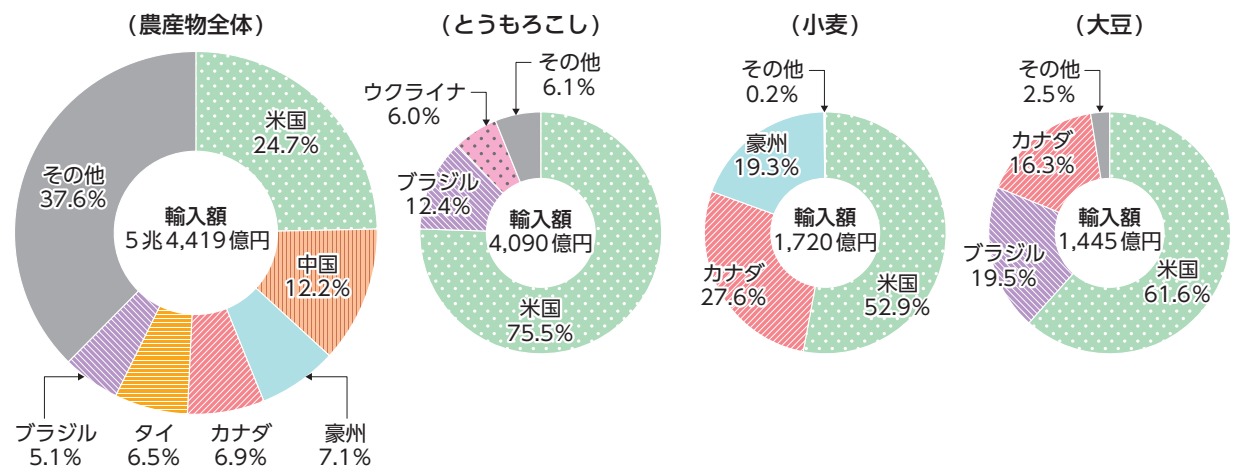


外国語ホームページの開設



香港国際ワイン＆スピリッツフェアの様子

図2-1-12 我が国の主要農産物の国別輸入額割合（金額ベース、平成24（2012）年）



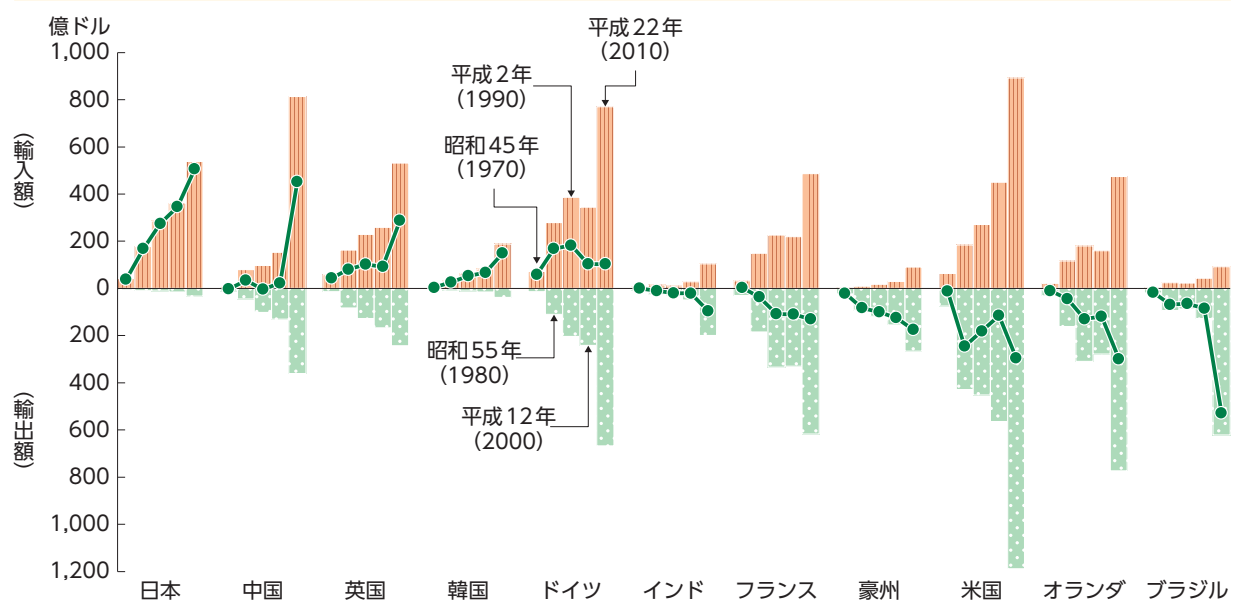
資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

(海外依存度が高まる我が国の農産物輸入)

主要国における農産物輸出入額の推移をみると、米国やEU加盟国においては輸入額と輸出額双方を増加させてきましたが、我が国は、輸入額が一方向的に増加する傾向にあり、平成22（2010）年における農産物輸入額は538億ドルと米国、中国、ドイツに続く第4位にありますが、農産物輸出額が32億ドルと輸入額を大きく下回っています。このため、輸入額から輸出額を差し引いた農産物純輸入額は506億ドルとなっており、昭和59（1984）年以降、世界最大の農産物純輸入国となっています（図2-1-13）。

なお、近年、中国では国内需要の増大に伴い、~~とうもろこし~~<sup>大豆</sup>等の油糧種子や動植物性油脂を中心に輸入額が増加し、農産物純輸入額が急増しており、平成22（2010）年においては453億ドルと日本に次ぐ農産物純輸入国となっています。

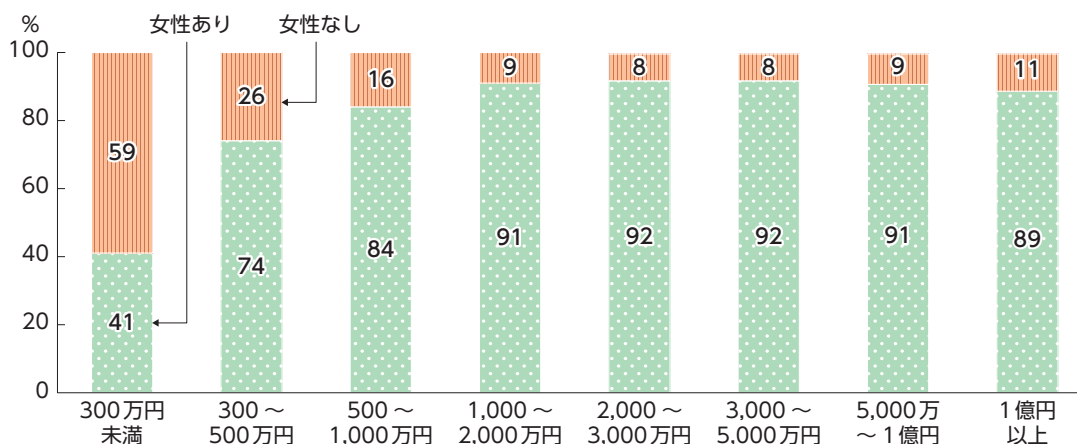
図2-1-13 我が国と主要国の農産物輸出入額及び純輸出入額の推移



資料：FAO「FAOSTAT」を基に農林水産省で作成  
 注：1) EU加盟国の輸入額、輸出額はEU域内の貿易額を含む。  
 2) 折れ線グラフは純輸入額又は純輸出額を示す。

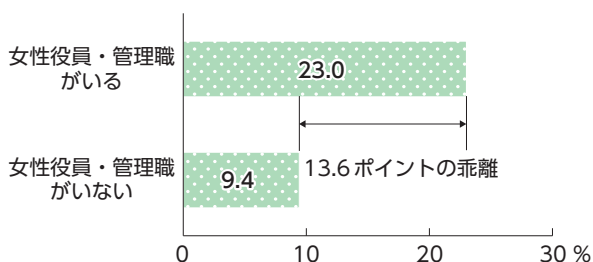
この背景には、女性の目線による細やかな気配りや対応、女性ならではのアイデアが経営面においても強みとなっていること等があるものと考えられ、今後も女性の感性を活かした経営の展開を通じて、農業・農村の活性化につながることを期待されます。

図3-1-14 農産物販売金額規模別女性の基幹的農業従事者の有無別農家数割合



資料：農林水産省「農業経営構造の変化」  
注：農林水産省「2010年世界農林業センサス」(組替集計)により作成。

図3-1-15 女性役員等の有無による売上高増加率の比較



資料：(株)日本政策金融公庫「農業経営の現場での女性活躍状況調査」(平成25(2013)年1月公表)  
注：1) 日本公庫の融資資金を利用し設備投資等を行った全国の6次産業化・大規模経営に取り組む農業者2,078先を対象とした調査(回収率48.3%)  
2) 設備投資等を行う前と3年後を比較したもの。

図3-1-16 女性役員等の有無による売上高経常利益率の比較

女性役員・管理職がいる	<b>2.0ポイント上昇</b> (融資前 0.9% → 融資後 2.9%)
女性役員・管理職がない	<b>0.1ポイント低下</b> (融資前 1.5% → 融資後 1.4%)

資料：(株)日本政策金融公庫「農業経営の現場での女性活躍状況調査」(平成25(2013)年1月公表)  
注：図3-1-15の注釈参照。

### (地域社会や農業経営における女性の参画)

農業委員に占める女性の割合や農業協同組合の役員に占める女性の割合は、近年、増加傾向にありますが、平成24(2012)年では、それぞれ6.1%(2,171人)<sup>1)</sup>、5.1%(969人)<sup>2)</sup>となっており、依然として低い水準となっています。このため、関係団体における女性役員等の登用目標の設定を促すとともに、地域の理解・機運の醸成に向けた啓発活動を展開しています。

一方、家族で取り組む農業経営について、経営方針や役割分担等を明確にする「家族経営協定<sup>3)</sup>」は、女性の経営参画を促すとともに、経営体としての組織力を向上させる取組として有効です。家族経営協定の締結数は年々増加しており、平成24(2012)年における締結農家数は、前年に比べて2,113戸(4%)増加し5万7,155戸<sup>4)</sup>となりました。また、家族経営協定を締結するなど、女性を農業経営に参画させ、女性の能力を十分に活かした経営体は、販売金額が大きい傾向がみられます<sup>5)</sup>。

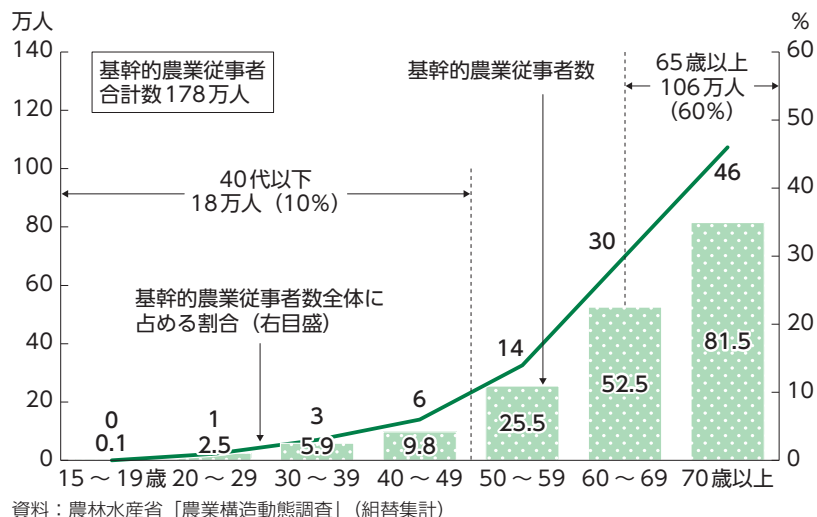
1) 全国農業会議所調べ(平成24(2012)年9月1日現在)  
2) JA全中調べ(平成24(2012)年7月31日現在)  
3) [用語の解説]を参照。  
4) 農林水産省調べ  
5) 農林水産省「農業経営構造の変化」(農林水産省「2005年世界農林業センサス」(組替集計))

## (2) 構造改革の大きな節目の到来

### (年齢別にみた基幹的農業従事者の状況)

平成24（2012）年における基幹的農業従事者<sup>1</sup>の年齢構成をみると、65歳以上が60%、40代以下が全体の10%であり、世代間バランスの崩れた状況となっています（図3-1-18）。

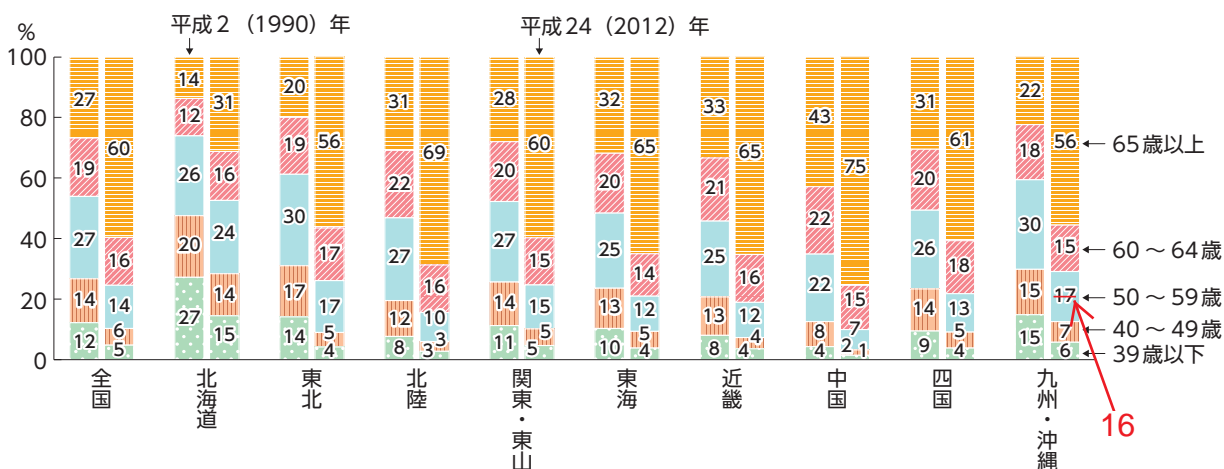
図3-1-18 年齢階層別の基幹的農業従事者数（平成24（2012）年）



この基幹的農業従事者の年齢構成を地域別にみると、平成2（1990）年から平成24（2012）年にかけて、全ての地域において65歳以上の占める割合が上昇しており、平成24（2012）年では、北海道（31%）を除く各地域で56%から75%を占めています（図3-1-19）。中でも、北陸、中国地域の高齢化率（65歳以上が占める割合）は高くなっており、それぞれ69%、75%となっています。

北海道については、65歳以上の占める割合が上昇しているものの、中心的な年齢層は50～59歳層（24%）であり、49歳以下を合わせると53%を占め、他の地域と比べて年齢構成が若くなっています。

図3-1-19 地域別基幹的農業従事者の年齢構成



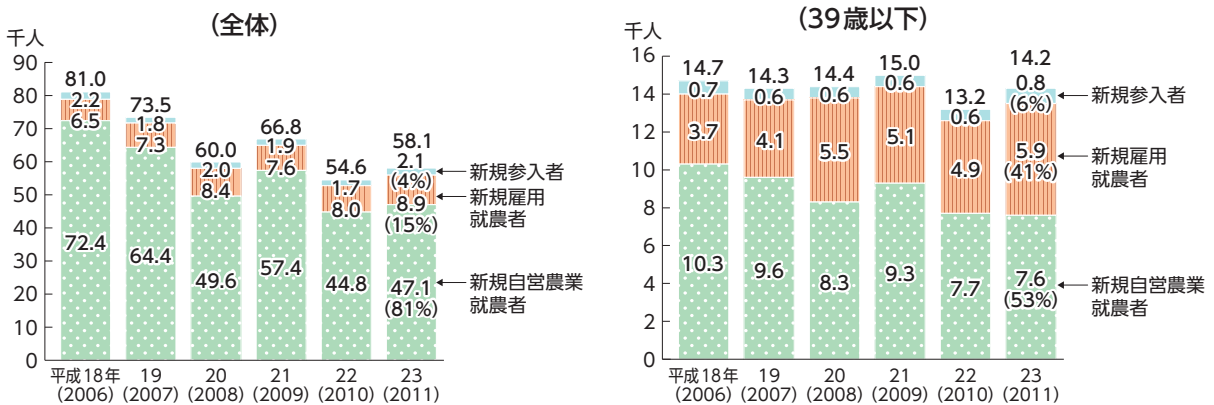
資料：農林水産省「1990年世界農業センサス」、「農業構造動態調査」  
 注：1）東山は山梨県、長野県を指す。農業地域は【用語の解説】を参照。  
 2）数値は四捨五入しており、合計とは一致しない。

1 【用語の解説】を参照。

平成23（2011）年における新規就農者数を就農形態別にみると、新規自営農業就農者<sup>1</sup>は4万7,100人（対前年比5%増）、新規雇用就農者<sup>2</sup>は8,920人（対前年比11%増）、新規参入者<sup>3</sup>は2,100人（対前年比21%増）となっており、全体（5万8,120人）に占めるそれぞれの割合は、新規自営農業就農者81%、新規雇用就農者15%、新規参入者4%となっています（図3-1-23）。

また、39歳以下の若い就農者についてみると、新規自営農業就農者は7,560人（対前年比1%減）、新規雇用就農者は5,860人（対前年比21%増）、新規参入者は800人（対前年比25%増）となっており、39歳以下全体（1万4,220人）に占めるそれぞれの割合は、新規自営農業就農者53%、新規雇用就農者41%、新規参入者6%となっています。特に、新規雇用就農者の割合は、平成21（2009）年以降上昇傾向にあります。

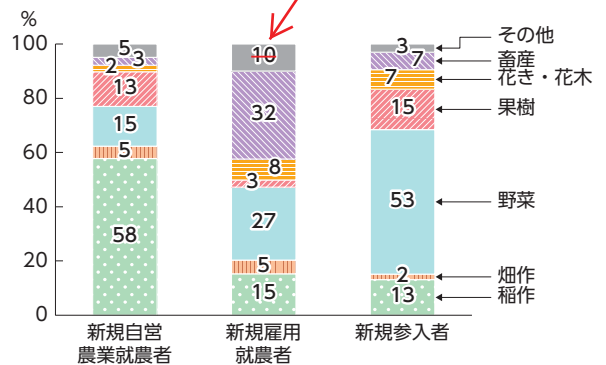
図3-1-23 就農形態別新規就農者数の推移



資料：農林水産省「新規就農者調査」  
注：図3-1-22の注釈3)、4) 参照。

新規就農者数の割合を経営類型別にみると、新規自営農業就農者においては、稲作58%、野菜15%、果樹13%等となっており、稲作が半数以上を占めています（図3-1-24）。また、新規雇用就農者においては、畜産が32%、野菜27%、稲作15%等となっています。新規参入者においては、野菜53%、果樹15%、稲作13%等となっており、野菜が過半数を占めています。

図3-1-24 新規就農者の経営類型別割合



資料：農林水産省「新規就農者調査」（平成23（2011）年）、「2010年世界農林業センサス」（組替集計）、全国農業会議所「新規就農者（新規参入者）の就農実態に関する調査結果」（平成22（2010）年11月実施）

注：1) 「新規自営農業就農」、「新規雇用就農」の営農類型は、販売金額1位の部門。「新規参入者」の営農類型は、就農1年目の販売金額1位の農業経営作目。  
2) 数値は四捨五入しており、合計とは一致しない。

者 者

点の習得を図っています。

同社では、生産や販売等の経験を積み、農業経営者として独立するスタッフに対して、農地の確保や販売先の紹介の支援を行っています。これまで、独立して就農した人や他法人へのキャリアアップを行った人は20人から30人おり、全国各地で地域農業のリーダーとなっています。

同社は今後も、農業を志す人が1人でも多く農業での自己実現を果たせるよう、人材の育成を図っていくこととしています。

**(円滑な経営資源の継承に向けた取組)**

日本公庫がスーパーL資金等の融資先である農業者に対して、後継者の有無について調査を行ったところ、7.5%の農業者が「いないので、後継者を探している」と回答しています(図3-1-26)。

これまで地域の担い手として専門的な経営を展開してきた農家においても、家族や親族以外<sup>○</sup>の後継者が確保できないケースがあり、全国の各地域において、経営資源や経営ノウハウを家族や親族以外の新規就農者等に引き渡す経営継承の事例がみられます。

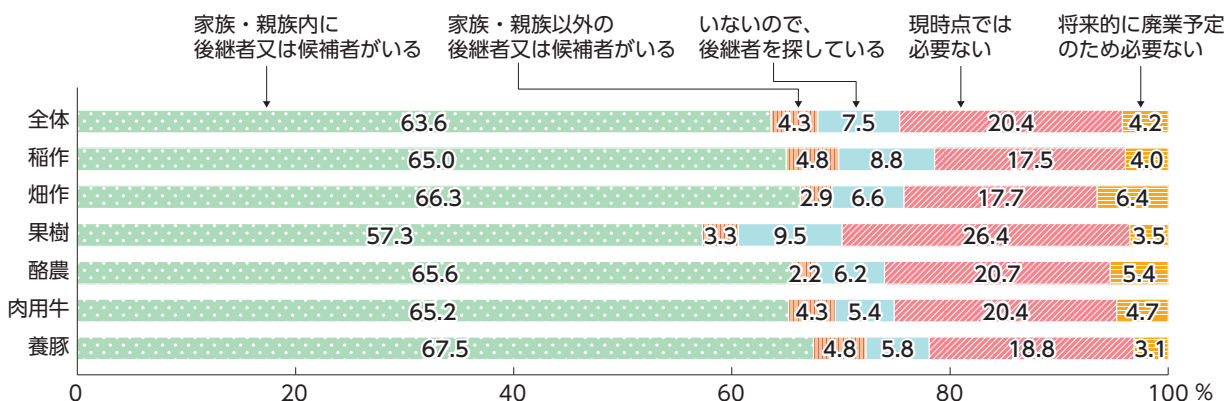
経営継承には、経営の移譲を希望する新規就農者が研修生として2年から3年間、経営主らとともに働きながら農業を学び、農地や施設を引き継いでいくケースと、経営者と継承希望者が共同で法人を設立し、継承希望者が社員として働きながら法人運営にも参画し、その後、経営者を交代していくケース等があります。

しかしながら、現実には権限の委譲が不十分であったり、継承時期が明確に示されていないなどの理由により、継承希望者が不信感を抱き撤退してしまうケースや、経営継承を期待し若者を雇用したものの本人に経営参画の意志がなく、経営継承を断られるケース等、経営の引継ぎが円滑に進まない例もみられます。

このように家族や親族以外の者に経営を円滑に継承させるためには、経営者と継承希望者との信頼関係の形成や継承希望者の意欲や能力の向上がポイントとなります。また、経営資源の移譲に関する覚書や契約書の作成、共同作業による技術指導や作業記録に基づくノウハウの伝達、継承希望者が地域社会から認知されるための仲介等が求められます。さらに、経営者と継承希望者との相性の確認、移譲する資産の公正な評価、円滑な資産移譲のためのリース事業の活用、規模拡大のための農地あっせん等、第三者の立場にある関係機関の介在が重要です。

このため、平成20(2008)年度から、後継者不在農家と就農希望者を結び付けて、円滑な経営の継承のための支援を行う「農業経営継承事業」が実施されており、移譲希望者と継承希望者のマッチング、継承のための研修等への支援が行われています。

図3-1-26 営農類型別後継者の有無



資料：(株)日本政策金融公庫「平成24年度下半期農業景況調査」(平成25(2013)年3月公表)  
注：全国のスーパーL資金及び農業改良資金融資先(21,376先)を対象とした調査(回収率34.7%)

今後の地域の中心となる経営体（1法人、6農家）に集積することとしています。

プランの作成に当たっては、集落内の有志15人(中心経営体6人、連携農業者7人、その他農業者2人)が自発的にプラン作成委員会を設置し、そこを中心に集落で話し合いを行いました。その際には、県・市担当者から作成方法等の助言を得ながら、国等の担当者へも問い合わせを行いました。

また、プラン作成の際に、中心経営体のほ場とそれ以外のほ場が明確化されたことから、今後は、農地集積のメリット措置を利用しながら、ほ場の連担化（1団地3haから5ha）や更なる農地集積に取り組んでいくこととしています。



同地区の水田に飛来するトキ

坦

## (2) 農業者戸別所得補償制度の実施状況

※平成25年産からは経営所得安定対策として実施

### (農業者戸別所得補償制度の加入状況)

平成22（2010）年度から導入された戸別所得補償制度については、初年度においては、水田農業を対象として、①水田を活用して食料自給率向上のポイントとなる麦・大豆等の生産拡大を促す対策と、②米の需給調整に参加した農業者等に対して、恒常的なコスト割れ相当分を補填する対策をセットで行う、モデル対策が実施されました。

平成23（2011）年度からは、水田農業に加え、麦・大豆等の畑作物にも対象を広げて本格実施されました。

平成24（2012）年度における実施状況をみると、加入件数は、平成23（2011）年度より7千件増加し115万7千件となりました（表3-2-2）。また、交付金別にみると、米の戸別所得補償交付金は101万件、水田活用の所得補償交付金は59万件、畑作物の所得補償交付金は8万8千件となりました。

加入件数を経営形態別にみると、個人は114万2千件、法人は8千件、集落営農は8千件となっています。

表3-2-2 農業者戸別所得補償制度の交付金別・経営形態別加入件数の推移

(単位：件)

	件数	交付金別			経営形態別			
		米の所得補償交付金	水田活用の所得補償交付金	畑作物の所得補償交付金	個人	法人	集落営農	構成農家数
平成23年度(2011)	1,150,159	1,008,018	539,741	74,610	1,135,010	7,563	7,586	241,336
24(2012)	1,157,466	1,010,413	587,558	87,995	1,141,851	8,040	7,575	235,643
対前年差	7,307	2,395	47,817	13,385	6,841	477	▲ 11	▲ 5,693

資料：農林水産省調べ

### (米の所得補償交付金)

米の所得補償交付金は、米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付するものです。

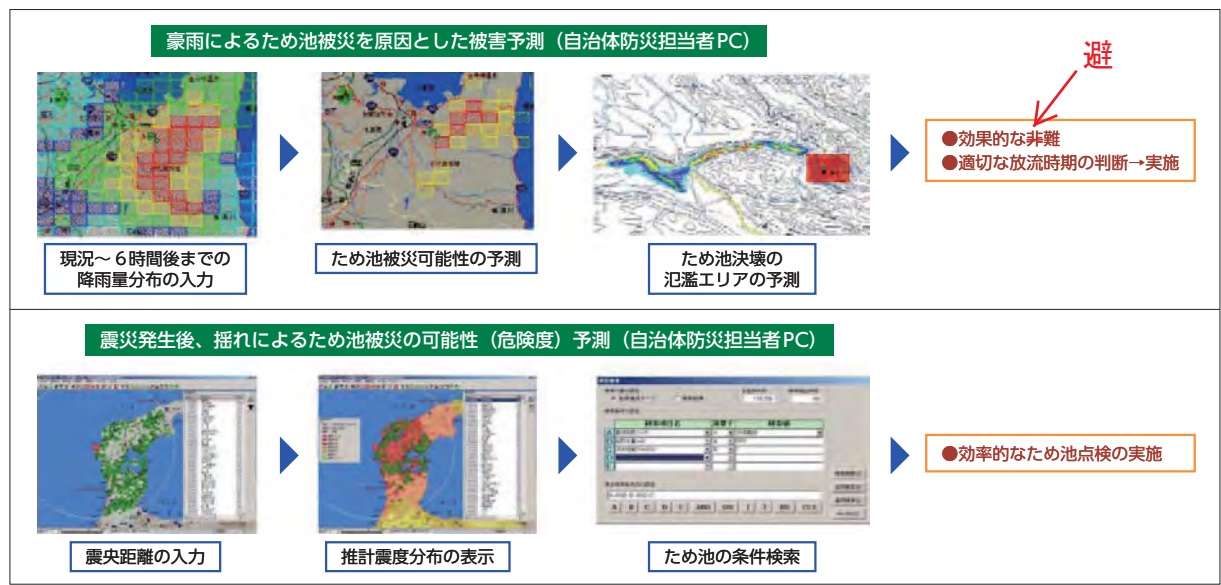


プ<sup>1</sup>の作成、防災情報伝達体制の整備等の地域に応じた減災対策を推進していく必要があります。

一方、ため池の情報と地図情報を組み合わせ、豪雨や地震時のため池の被災を予測し、防災情報を配信するシステムが開発されており、平成23（2011）年度末時点で市町村等を中心に30団体以上で導入されています（図3-3-15）。

また、今後、大規模地震が発生する確率の高い地域においては、施設の耐震強化を推進し、大規模地震等の被災によりライフライン等への影響が極めて大きいダム、頭首工等の重要構造物については、レベル2地震動<sup>2</sup>に対する耐震設計・照査等を推進することとしています。

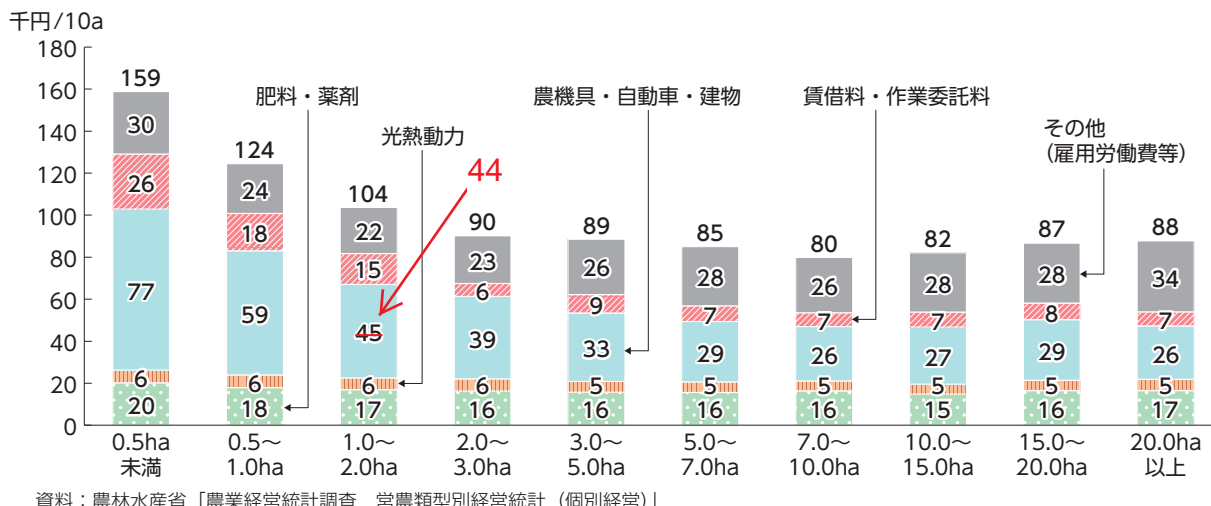
図3-3-15 ため池防災情報配信システム（例）



資料：農林水産省作成

1 洪水、高潮、津波、土砂災害等の地域的な危険を予測し図に表現したもの。  
2 陸地近傍に発生する大規模なプレート境界型地震や内陸直下型地震による断層近傍域の地震動（震度6弱程度以上）。

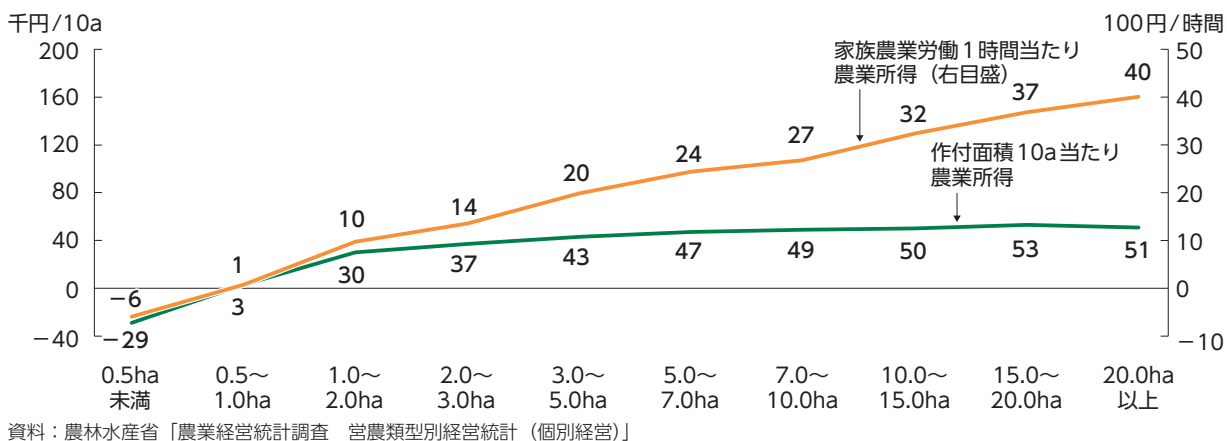
図3-5-7 稲作部門の稲作作付面積規模別10a当たり農業経営費（平成23（2011）年）



また、稲作作付面積規模別に農地と労働力の収益性をみると、作付面積当たりの農業所得は、0.5ha未満層では2万9千円/10aの赤字となっていますが、1~2ha層では3万円/10aの黒字となっています（図3-5-8）。2ha以上層では、規模が拡大するにつれて農業所得は徐々に増大しますが、20ha以上層では若干の減少に転じています。

一方、家族労働1時間当たりの農業所得は、規模が拡大するにつれて増加しており、作付面積規模の大きい層ほど労働力の収益性が向上する傾向にあります。

図3-5-8 稲作部門の稲作作付面積規模別収益性（平成23（2011）年）



## (2) 小麦

### (小麦の作付面積は半数を北海道が占める)

平成23（2011）年度における小麦の消費仕向量は、前年度の638万tに比べて5%（32万t）増加し670万tとなっており、平成12（2000）年度の631万tから6%（39万t）増加しています（図3-5-9）。

また、平成23（2011）年度における1人当たり供給数量は、前年度の32.7kgに比べて0.1kg増加し32.8kgとなっており、平成12（2000）年度の32.6kgから1%（0.2kg）増加しています。

一方、平成23（2011）年度における生産量は、天候の影響により作柄が悪かった前年度の57万tに比べて32%（18万t）増加し75万tとなっており、平成12（2000）年度の69万tから9%（6万t）

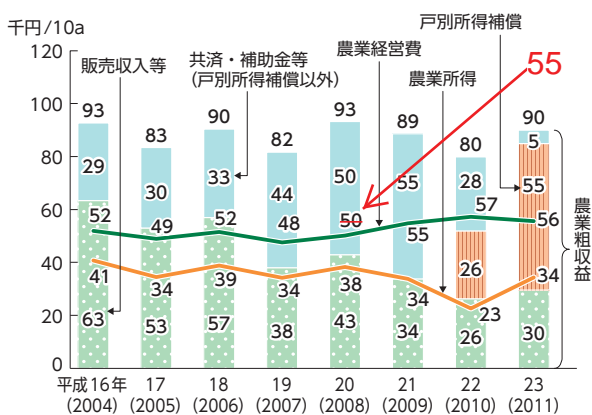
(2004) 年は、天候の影響により大豆の収穫量が減少し価格が高騰したこと、平成20 (2008) 年は天候に恵まれ、単収が高かったことが考えられます (図3-5-22)。

また、畑作経営では、平成16 (2004) 年以降おおむね7万円/10aから8万円/10aの間で推移していますが、平成20 (2008) 年は単収が高かったことから農業粗収益が8万3千円/10aと最も高くなっています (図3-5-21)。

一方、農業経営費は、水田作、畑作共に5万円/10a程度で安定的に推移していることから、農業所得は、農業粗収益の増減に応じて変動しています。

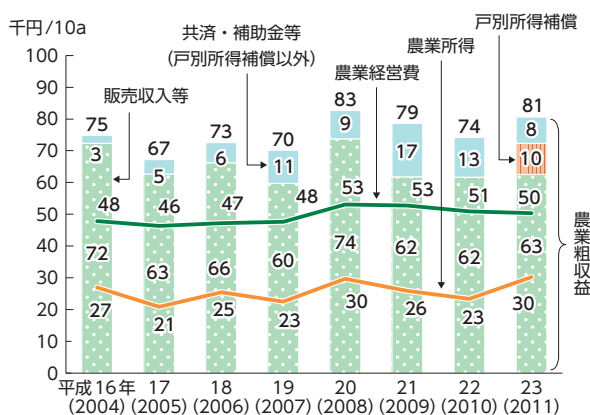
このように、農業所得は大豆の単収や価格の影響を受けることから、経営の安定・向上を図るためには、単収や品質の向上、安定化を図ることが課題となっています。

図3-5-20 水田作経営豆類作部門の10a当たり農業粗収益及び農業所得の推移



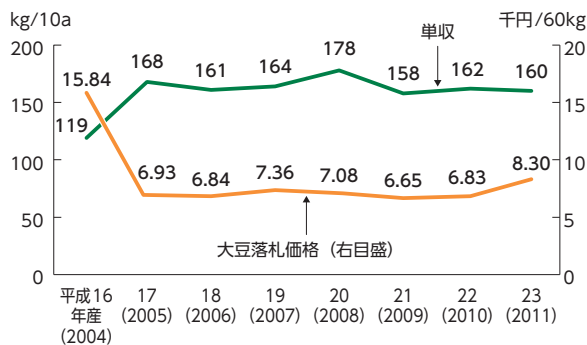
資料：農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計 (個別経営)」  
注：図3-5-6の注記参照。

図3-5-21 畑作経営豆類作部門 (北海道) の10a当たり農業粗収益及び農業所得の推移



資料：農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計 (個別経営)」  
注：図3-5-6の注記参照。

図3-5-22 大豆の単収と落札価格の推移



資料：農林水産省「作物統計」、(財)日本特産農産物協会「大豆入札取引結果」

## (4) 野菜

### (野菜の消費量、生産量は減少傾向)

平成23 (2011) 年度における野菜の消費仕向量は、前年度の1,451万tに比べて3% (44万t) 増加し1,495万tとなっていますが、平成12 (2000) 年度の1,683万tから11% (188万t) 減少しています (図3-5-23)。

また、平成23 (2011) 年度における1人当たり供給数量は、前年度の88.1kgに比べて3% (3.0kg)

## (8) 全国農業地域区分

全国農業地域名	所属都道府県名	全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	中国 山陰	鳥取、島根 岡山、広島、山口
北陸	新潟、富山、石川、福井	四国	徳島、香川、愛媛、高知
関東・東山 北関東 南関東 東山	茨城、栃木、群馬 埼玉、千葉、東京、神奈川 山梨、長野	九州 北九州 南九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分 宮崎、鹿児島
東海	岐阜、静岡、愛知、三重	沖縄	沖縄

## (9) 食料自給率関係

用語	解説
食料自給率	<p>国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標</p> <p>○品目別自給率：以下算定式により、各品目における自給率を重量ベースで算出。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>食料自給率の算定式</p> <math display="block">\text{品目別自給率} = \frac{\text{国内生産量}}{\text{国内消費仕向量}} = \frac{\text{国内生産量}}{\text{国内生産量} + \text{輸入量} - \text{輸出量} \pm \text{在庫増減}}</math> </div> <p>○総合食料自給率：食料全体における自給率を示す指標として、供給熱量ベース、生産額ベースの2とおりの方法で算出。畜産物については、国産であっても輸入した飼料を使って生産された分は、国産には算入していない。</p> <p>○供給熱量ベースの総合食料自給率：「日本食品標準成分表2010」に基づき、重量を供給熱量（カロリー）に換算した上で、各品目を足し上げて算出。これは、1人・1日当たり国産供給熱量を1人・1日当たり供給熱量で除したものに相当。</p> <p>○生産額ベースの総合食料自給率：農業物価統計の農家庭先価格等に基づき、重量を金額に換算した上で、各品目を足し上げて算出。これは、食料の国内生産額を食料の国内消費仕向額で除したものに相当。</p> <p>○飼料自給率：畜産物に仕向けられる飼料のうち、国内でどの程度賄われているかを示す指標。日本標準飼料成分表等に基づき、TDN（可消化養分総量）に換算した上で、各飼料を足し上げて算出。</p>

アルファベット	
ASEAN	<p>東南アジア諸国連合 (Association of South-East Asian Nations)。昭和38 (1963) 年、東南アジアにおける経済成長や社会・文化的発展の促進、政治・経済的安定の確保、その他諸問題に関する協力を目的として、タイのバンコクにおいて設立された。設立当初は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国が加盟、その後、ブルネイ (昭和59 (1984) 年加盟)、ベトナム (平成7 (1995) 年加盟)、ラオス、ミャンマー (平成9 (1997) 年加盟)、カンボジア (平成11 (1999) 年加盟) が加わり、10か国となっている。また、平成9 (1997) 年のアジア通貨危機を契機に、我が国、中国、韓国の3か国が加わり、東アジアで地域協力をする「ASEAN+3」の枠組みも進められている。</p>
BSE (牛海綿状脳症)	<p>BSEは、Bovine Spongiform Encephalopathyの略。異常プリオンたんぱく質 (細胞たんぱく質の一種が異常化したもの) に汚染された肉骨粉等の飼料 (BSE感染牛の脳等を含む肉骨粉等) の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。平均で5年、ほとんどの場合は4年から6年と推測される潜伏期間の後、脳組織がスポンジ状になり、行動異常等の神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至る。</p>
EPA (経済連携協定) /FTA (自由貿易協定)	<p>EPAは、Economic Partnership Agreement、FTAは、Free Trade Agreementの略。物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的として特定国・地域の間で締結される協定をFTAという。FTAの内容に加え、投資ルールや知的財産の保護等も盛り込み、より幅広い経済関係の強化を目指す協定をEPAという。「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT) 等においては、最恵国待遇の例外として、一定の要件 ((1) 「実質上のすべての貿易」について「関税その他の制限的通商規則を廃止」すること、(2) 廃止は、妥当な期間内 (原則10年以内) に行うこと、(3) 域外国に対して関税その他の通商障壁を高めないこと等) の下、特定の国々の間でのみ貿易の自由化を行うことも認められている (「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT) 第24条他)。</p>
HACCP (危害分析・重要管理点)	<p>HACCPは、Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。原料受入れから最終製品までの各工程で、微生物による汚染、金属の混入等の危害を予測 (危害分析: Hazard Analysis) した上で、危害の防止につながる特に重要な工程 (重要管理点: Critical Control Point、例えば加熱・殺菌、金属探知機による異物の検出等の工程) を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。</p>
TMRセンター	<p>Total Mixed Ration (完全混合飼料) の略で、粗飼料や濃厚飼料等を混合し、牛が必要としているすべての栄養素をバランスよく含んだ飼料のこと。栄養的に均一で選び食いができないという特徴がある。これを専門的に作り、農家に供給する施設をTMRセンターという。</p>
WTO (世界貿易機関)	<p>WTOはWorld Trade Organizationの略。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT) の枠組みを発展させるものとして、平成7 (1995) 年1月に発足した国際機関。本部はスイスのジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する。</p>

42 7

7月施行)第21条に基づく基本的事項を改訂し、消費者庁を食品安全に関わる行政機関に位置づけ、緊急事態等が発生した場合には、食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省、環境省を中心に関係府省と連携し、司令塔として対応を行う体制を構築しました。

食品安全基本法の基本的事項の変更を踏まえ、24年9月に、緊急時対応マニュアル(消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱、消費者安全情報総括官制度について)を改正、この他、危害要因マニュアル(食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱)も改正しました。

(イ) 食品安全に関する緊急事態等における対応体制を強化するため、関係府省間及び省内の緊急時対応訓練を実施するとともに、農林水産省食品安全緊急時対応基本指針を改定し、危機管理体制の見直しを図りました。

## エ 研究開発の推進

(ア) 食品の安全を確保するための各種調査研究を推進しました。また、食品を汚染する有害化学物質について暴露状況を詳細に把握し、リスク低減方策を検討しました。

(イ) 食品の加工・流通の高度化、国際化等により多様化する危害要因について、生産から流通・加工段階にわたる体系的なリスク低減技術の開発を推進しました。

(ウ) 鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の診断・防疫措置の迅速化、効率化等を図る技術の開発を推進しました。

## オ リスク評価機関の機能強化について

リスク評価機関の機能強化については、そのための取組を継続的に実施しました。

## (2) フードチェーンにおける取組の拡大

### ア 生産段階における取組

(ア) 農業生産工程管理(GAP)の導入・推進

a GAPの導入を支援するとともに、取組内容の高度化を図るため高度な取組内容を含むGAPの共通基盤に関するガイドライ

ンを活用した取組を推進しました。

b 津波や放射性物質の影響により生産や販売が低下した地域において、震災被害(塩害、放射性物質等)に対応したGAPの導入を推進しました。

(イ) 生産資材の適正な使用

農薬、肥料、飼料・飼料添加物、動物用医薬品の適正使用や、科学的データに基づく生産資材の使用基準、有害化学物質等の残留基準値の設定・見直し等のリスク管理措置等を的確に行い、安全な農畜水産物の安定供給を確保しました。

## イ 製造段階における取組

(ア) 食品製造事業者の中小規模層におけるHACCPの導入を加速化するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」(10年7月施行)による長期低利融資を行うとともに、輸出志向のある意欲的な食品製造事業者等に対し、HACCPの導入に必要な人材育成等の取組を支援しました。

(イ) 食品等事業者に対する監視指導や事業者による自主的な衛生管理を推進しました。

(ウ) 食品衛生監視員の資質向上や検査施設の充実等を推進しました。

(エ) 長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物については、毒性試験等を実施し、安全性の検討を推進して~~います~~。 → ました

(オ) 国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている食品添加物については、国が主体的に指定に向けた検討をして~~います~~。 → ました

(カ) パンフレットを作成し、保健機能食品(特定保健用食品及び栄養機能食品)をはじめとした健康食品について、事業者の安全性確保の取組を推進するとともに、制度の普及・啓発に取り組みました。

(キ) 特定危険部位(SRM)の除去・焼却、BSE検査の実施等により、食肉の安全を確保しました。

BSE対策を開始して10年以上が経過し、国内外のリスクが低下してきた状況を踏まえ、食品安全委員会の評価に基づき、対策

## (イ) 麦

海外依存度の高い小麦について、港湾スト等により輸入が途絶した場合に備え、外国産食糧用小麦需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち政府が1.8か月分の保管料を助成しました。

## (ウ) 飼料穀物

海外依存度の高い飼料原料について、天災等による海外からの供給途絶や国内の配合飼料工場の被災といった不測の事態に対応するとともに、調達先の多元化に伴い、脆弱なインフラ等に起因する輸送遅延が発生したことも踏まえ、とうもろこし・こウりゃんの備蓄数量を35万tから60万tに引き上げることとしました。

## (3) 国際的な食料の供給不安要因への対応

## ア 国際食料需給・価格動向分析等

## (ア) 国際食料需給・価格動向分析

省内外において収集した国際的な食料需給にかかる情報を一元的に集約するとともに、我が国独自の短期的な需給変動要因の分析や、中長期の需給見通しを策定し、これらを国民にわかりやすく発信しました。

## (イ) 農産物の安定的な輸入の確保

- a 穀物の輸入先国との緊密な情報交換を通じ、安定的な輸入を確保しました。
- b 実需者に対して安定的に食用品大豆を供給するため、非遺伝子組換え輸入大豆の調達先の多角化にかかる調査等を実施しました。

## (ウ) 商品先物市場の健全な発展に向けた取組

商品先物取引について、外国規制当局との情報交換取決めを締結するなどにより、商品先物市場の健全な運営の確保に努めました。

また、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が24年9月に成立し、証券・金融と商品を一体として取り扱う「総合的な取引所」の実現に向けた環境整備を図りました。

## (エ) 国際港湾の機能強化

- a ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入を

実現するため、「国際バルク戦略港湾」において、効率的な海上輸送網の拠点となる港湾施設の整備や、企業間連携の促進による大型船を活用した共同配船等の輸送の効率化に向けた取組を促進するための施策を推進しました。

- b 国際海上コンテナターミナル、国際ターミナルの整備等、国際港湾の機能強化を推進します。←した

## イ 国際協力の推進

(ア) 世界の食料安全保障にかかる国際会議への参画等

- a G8・G20サミット、アジア太平洋経済協力(APEC)食料安全保障担当大臣会合及び首脳会議、ASEAN+3農林大臣会合、食料価格乱高下に関する国際連合食糧農業機関(FAO)閣僚級会合、FAO世界食料安全保障委員会、OECD農業委員会等世界の食料安全保障にかかる国際会議に積極的に参画し、世界の食料生産の増大及び生産性の向上に向けた国際的な議論に貢献しました。
- b 24年4月に韓国の済州島で開催された第1回日中韓農業大臣会合において、食料安全保障の確保や、口蹄疫などの動植物疫病対策、自然災害に関する情報共有、経済連携の推進等について3か国が共同で取り組むことを内容とする共同声明に署名しました。

## (イ) 食料・農業分野における技術・資金協力

世界の貧困削減・飢餓撲滅に貢献すべく、食料・農業分野における以下の国際協力を実施しました。

- a 援助需要を的確に反映した国別援助方針を策定しました。
- b 開発途上国からの要請に応じ、技術協力及び資金協力を実施しました。
- c ①農林水産業への支援を通じた貧困削減、②気候変動等地球的規模の課題への対応を農林水産分野のODAにおける重点分野とし、国際協力を効果的に実施する上で必要となる基礎的な調査、技術開発、人材

- (ウ)「農地法」に基づく遊休農地解消措置の徹底活用
- (エ)相続税・贈与税の納税猶予の適用農地について、特定貸付けの場合に猶予を継続

## (2) 意欲ある多様な農業者の育成・確保

- ア 家族農業経営については、経営規模の拡大や農業経営の多角化・複合化等の取組による経営改善を促しました。その際、農業者の自主的な申請に基づき市町村等地域の関係機関が協力して地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして定着・普及している、認定農業者制度の活用を推進するとともに、「人・農地プラン」で中心経営体に位置付けられた経営体が認定農業者として認定されるよう推進しました。
- イ 集落営農については、地域農業の生産性向上や経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等のため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の組織化や代表者・経理担当者等の育成を推進するとともに、「人・農地プラン」の中心経営体に集落営農を位置付けることや、法人化等の経営発展を推進しました。
- ウ 法人経営については、農業経営を継続・発展させる意欲と能力によって、地域における雇用創出や農業生産活動の活性化、農地の保全等に寄与していると考えられます。このため、その育成・確保を図るとともに、当該法人経営が「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられるよう推進しました。

## (3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

- ア (株)日本政策金融公庫
  - (ア)「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者が24年度に借り入れた農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)について、資金繰りに余裕がない貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じました。
  - (イ)大規模災害等の発生時に民間資金が円滑に供給されるよう危機対応円滑化業務の実施に必要な措置を講じたほか、(株)日本

政策金融公庫の円滑な業務に資するため、貸付けにより生じるコストについて、一般会計から補給金・補助金等を交付しました。

## イ 農業近代化資金

24年度に認定農業者が借り入れる農業近代化資金について、償還期限に応じて金利負担を軽減する措置を講じました。

## ウ 農業経営改善促進資金(スーパーS資金)

経営改善の取組等を行う意欲ある多様な農業者を資金面から支援するため、民間金融機関と都道府県農業信用基金協会との協調融資方式により、短期運転資金を低利で融通したほか、本資金の借入者が無担保無保証人で基金協会の債務保証を受けられるようにするなどの措置を講じました。

## エ 農業信用保証保険

農業者への資金の円滑な供給が図られるよう、(独)農林漁業信用基金に対して、保険引受に必要な財務基盤の強化を図るなどの措置を講じます。←した

## (4) 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動等の促進

### ア 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定の場への女性の参画を促進するため、農業協同組合の理事や農業委員に女性が一人も登用されていない組織の解消を目指し、地域組織レベルでの女性登用状況の調査・公表、女性の登用が遅れている地域に対する重点的な推進活動等を実施しました。

特に「人・農地プラン」の作成に当たっては、女性が市町村による検討会メンバーの概ね3割以上参画することとしました。

### イ 女性の能力の積極的な活用

女性の経済的地位の向上と女性が活動しやすい環境整備を図り、女性の能力の積極的な活用を図るため、6次産業化関連事業等における女性優先枠を設置するほか女性農業者相互のネットワークの形成や情報交換、異業種との交流機会の設定等の支援を実施しました。



都市計画区域の定めのない町村において、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり、生活環境の改善を図る特定地区公園の整備を推進しました。

## イ 医療・福祉等のサービスの充実

### (ア) 医療

「第11次へき地保健医療計画」(23~27年度)に基づき、へき地診療所等による住民への医療提供等農村を含めたへき地における医療の確保を推進します。←した

### (イ) 福祉

介護・福祉サービスについて、地域密着型サービス拠点等の整備等を推進しました。

## ウ 安全な生活の確保

(ア) 山腹崩壊、土石流等の山地災害等を防止するため、復旧治山等の事業により治山施設を整備するとともに、農地や居住地を潮害、飛砂、風害から守るなど重要な役割を果たす海岸防災林の整備等を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全を確保しました。

(イ) 山地災害危険地区における治山事業について、地域における避難体制の整備等との連携により、減災に向けた効果的な事業を実施しました。

(ウ) 自力避難の困難な障害者等災害時要援護者関連施設に隣接する山地災害危険地区等において治山事業を計画的に実施しました。

(エ) 床上浸水被害が頻発するなどの度重なる水害が発生し、生活に大きな支障をもたらされている地域において、被害の防止・軽減を目的として、治水事業を実施しました。

(オ) 近年、死者を出すなど甚大な土砂災害が発生した地域の再度災害防止対策を重点的に推進しました。

(カ) 人命の保護を図るため、将来起こり得る大規模地震等に起因するがけ崩れ等により地域に甚大な被害を起こすおそれのある箇所において、施設整備を推進しました。

(キ) 病院、老人ホーム等の災害時要援護者関連施設を保全対象に含む危険箇所にかかる砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を実施しました。

(ク) 地域の防災拠点等を保全する施設の整備や「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(13年4月施行、以下「土砂災害防止法」という。)に基づく警戒避難体制の整備を実施し、ハード・ソフト一体となった効率的な土砂災害対策を実施しました。

(ケ) 「土砂災害防止法」に基づく土地利用規制や、土砂災害警戒情報の提供等を実施し、ソフト対策の強化を推進しました。また、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、「土砂災害防止法」に基づく、緊急調査の実施体制の強化と合わせて、被害が想定される区域・時期の情報を関係市町村や一般に通知する体制の構築を推進しました。

(コ) 農地災害等を防止するため、ハード整備に加え、防災情報を関係者が共有するシステムの構築や減災のための指針づくり等のソフト対策を推進し、地域住民の安全な生活の確保を図りました。

(サ) 橋梁<sup>きょうりょう</sup>の耐震対策、道路斜面や盛土等の防災対策、災害のおそれのある区間を回避する道路整備を推進しました。また、冬期の道路ネットワークを確保するため、道路の除雪、防雪、凍雪害防止を推進しました。

## VI 食料・農業・農村に横断的に関係する施策

### 1 技術・環境政策等の総合的な推進

#### (1) 革新的な技術開発の推進

様々な農政の課題に技術面での確に対応するため、「農林水産研究基本計画」(22年3月策定)に基づき、以下の施策を推進しました。

#### ア 食料供給力の強化を図る研究開発

(ア) 食用米と識別性のある超多収飼料用米品

「農地法」の運用の徹底を図るため、農地の利用状況調査の実施や農地情報のデータベース化等に必要な経費を支援しました。

- イ 農業委員会の活動の透明性の向上・実行性の確保を図るため、遊休農地の解消目標面積、意欲ある農業者への農地の集積目標面積等を記載した活動計画を策定するよう指導し、その取組状況を24年度予算の配分に反映しました。

### (3) 農業共済団体の組織体制強化に関する施策

農業共済団体が将来にわたって安定的な事業運営基盤を確保し、より一層の合理的で効率的な運営を行うよう、1県1組合化への移行を含めた組織体制強化の取組を指導しました。

### (4) 土地改良区の再編整備に関する施策

土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、広域的な統合整備構想の策定及び合併等を支援しました。

## VIII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 1 官民一体となった施策の総合的な推進

#### (1) 国、地方をはじめとする関係者の適切な役割分担

##### ア 施策の総合的な推進

食料自給率の向上に向けた取組をはじめ、政府一体となって実効性のある施策を推進します。←—した

##### イ 農林水産分野の情報化と電子行政の実現

(ア) 6次産業化の推進等農山漁村地域の活性化に向けた情報通信技術の活用推進に向け、ITを活用する事業者等の先進事例をホームページに掲載しました。

(イ) 国民の利便性・サービスの向上等を図るため、国民に広く利用されている行政手続のオンライン利用や業務・システムの最適化等を推進しました。

##### ウ 効果的・効率的な技術・知識の普及指導

(ア) 生産現場における様々な農政課題の解決を図るため、国と都道府県が協同して、高

度な技術・知識をもつ普及指導員を設置し、普及指導員が農業者に直接接して行う技術・経営指導等を推進しました。

(イ) 広域的に普及可能な新技術の導入を図るため、普及指導員が中核となって行う新技術の実証・改良等の取組を支援しました。

### (2) 効果的・効率的な施策の推進体制の整備

施策の具体的内容等が生産現場等に速やかに浸透するよう、関係者に対する周知・徹底、人材の育成や組織づくりを促進しました。

## 2 国民視点に立った政策決定プロセスの実現

### (1) 国民の声の把握

ア 透明性を高める観点から、国民のニーズに即した情報公開、情報の受発信を推進しました。

イ 幅広い国民の参画を得て施策を推進するため、国民との意見交換等を実施しました。

ウ 本省の意図・考え方等を地方機関に的確に浸透させるとともに、地方機関が把握している現場の状況を適時に本省に吸い上げ施策立案等に反映させるため、月1回を基本に、テレビ会議システムを活用して地方農政局長等会議を開催しました。

### (2) 科学的・客観的な分析

#### ア 施策の科学的・客観的な分析

施策の立案から決定に至るまでの検討過程において、できる限り客観的なデータに基づいた計量経済分析等の科学的な手法を幅広く導入したり、国民にわかりやすい指標を開発したりするなど、施策を科学的・客観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにします。←—した

#### イ 政策展開を支える統計調査の実施と利用の推進

東日本大震災復興対策及び食と農林漁業の再生に向けた重要施策の推進に必要な情報インフラを整備しました。

(ア) 被災地域の農業の復興状況を的確に把握するため、被災地域における営農の実施状況を把握するとともに、農業産出額、農作物の作付面積等の市町村別統計を作成しま